

流産・死産などを経験された方

流産・死産などで、お子様を亡くされた方につきまして、産科医療機関等で医師より胎児心拍を確認されていた場合には、「妊婦支援給付金」の支給対象になります。

★妊娠届後に、流産・死産などでお子様をなくされた方

令和7年4月1日以降に流産・死産などをされた方は、下記の*必要書類を持参されこども未来課に申請してください。

* 必要書類	・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード) ・金融機関の口座情報がわかるもの(銀行通帳やカードなど) ・母子健康手帳
--------	---

★妊娠届前に、流産・死産などをされた方

令和7年4月1日以降に流産・死産などをされた方は、下記の*必要書類を持参されこども未来課に申請してください。

* 必要書類	・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード) ・金融機関の口座情報がわかるもの(銀行通帳やカードなど) ・産科医療機関等の医師による、妊婦給付認定用診断書
--------	---

相談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施しています。給付金申請時などにお話を伺うことができます。

壬生町では、給付金の案内はもちろん、悩みや不安などのお話もお伺いできます。深い悲しみや辛く悲しい気持ち、誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなど、ひとりで抱え込まず、相談してみませんか。

相談窓口：壬生町こども家庭センター（こども未来課内）母子保健係
☎0282(81)1887

